



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 31 日 (水)  
号外第 38 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則 (22) (財政課) . . . . . 4
	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (23) (税務課) . . . . . 6
	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (24) (人事・評価室) . . . . . 11
	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (25) (給与室) . . . . . 13
	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (26) (〃) . . . . . 14

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県補助金等交付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

県の補助金等交付事務から暴力団の関与等を排除するため、対象事業者となる者が暴力団等であることが判明した場合には、補助金等の交付決定を取り消すことができることとする等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 知事は、対象事業者（知事が別に定める補助金等に係るものを除く。）となる者が、暴力団等に該当する場合には、補助金等の交付決定をしないことができることとする。
- (2) 補助金等の交付決定を受けた対象事業者（知事が別に定める補助金等に係るものを除く。）が、暴力団等に該当することが判明したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。
- (3) 補助金等の交付に係る申請書について所要の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 納税証明書の交付に係る手数料を徴しないこととする融資制度を見直す等所要の改正を行う。
- (2) 身体障害者福祉法施行規則の一部が改正され、身体障害者手帳が交付される障害の区分に肝臓機能障害の区分が加わることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 納税証明書の交付に係る手数料を徴しないこととする融資制度を改める。
- (2) 自動車取得税の減免又は自動車税の課税免除に係る身体障害者等の障害の区分に肝臓機能障害を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする(2)及び平成22年10月1日とする(3)の一部を除き、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

平成22年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに統轄監、筆頭総室長、副寮長、准教授及び漁業取締専門員の職を加える等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 職員の職について、次のとおり改める。
  - ア 新設する職  
統轄監、筆頭総室長、副寮長、准教授及び漁業取締専門員
  - イ 廃止する職  
助教授
- (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

## ◇現業職員の給与に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部が改正され、同条例の適用を受ける職員に対する特殊勤務手当の支給対象となる業務等が改められたことに伴い、同様の業務に従事する現業職員に対して特殊勤務手当を支給することとする。

## 2 規則の概要

- (1) 特殊勤務手当に海上危険業務手当及び家畜保健衛生業務手当を追加する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。

### ◇職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

#### 1 規則の改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用保険法に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給手続に係る規定等について所要の改正を行う。

#### 2 規則の概要

- (1) 雇用保険法に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給手続に係る規定及び退職した者に交付する退職票の様式に係る規定中、引用する雇用保険法の条項等を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第22号

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金等の交付の決定)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(交付決定をしないことができる場合)</u></p> <p><u>第6条の2 前条の規定にかかわらず、知事は、対象事業者（知事が別に定める補助金等に係るものを除く。）となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</u></p> <p>(交付決定の取消し等)</p> <p>第21条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 対象事業者（知事が別に定める補助金等に係るものを除く。）が、第6条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(補助金等の交付の決定)</p> <p>第6条 略</p> <p>(交付決定の取消し等)</p> <p>第21条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

<p>様式第 1 号 (第 5 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p>申請者 氏 名 ㊟</p> <p>(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">年度 (補助金等の名称) 交付申請書</p> <p>(補助金等の名称) の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(注)</p> <p>1 <u>算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込みを)」を削除すること。</u></p> <p>2 <u>鳥取県補助金等交付規則第 6 条の 2 各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p>様式第 1 号 (第 5 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p>申請者 氏 名 ㊟</p> <p>(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">年度 (補助金等の名称) 交付申請書</p> <p>(補助金等の名称) の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(注) <u>算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込みを)」を削除すること。</u></p>
---	--

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に交付決定を受けた補助事業等については、改正後の鳥取県補助金等交付規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第23号**

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 条 条例第16条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 県内中小企業者が有する売掛金債権又は棚卸資産を担保として必要な資金を確保するための融資</u></p> <p><u>(13) 急激に経営状況が悪化した県内中小企業者等の受注が増加した場合における資金需要等に対する融資</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(法人の県民税均等割の減免の手続)</p>	<p>第 4 条 条例第16条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 同和地区中小企業者の振興を図るために行う長期かつ低利の融資に必要な資金に対する融資</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 県内中小企業者等が経営改善を図るために行う無担保小口融資の借換え等に要する資金に対する融資</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(法人の県民税均等割の減免の手続)</p>

第35条の5 条例第41条の3第1項の規則で定める法人は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 法第52条第2項第4号に規定する公共法人等(認可地縁団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人を除く。以下同じ。)で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア～オ 略

2～5 略

(自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第46条の4 条例第134条の7第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
略		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。)に該当する障害として知事が認めたものを有するもの

重度障害の程度又は障害の程度
----------------

第35条の5 条例第41条の3第1項の規則で定める法人は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 法第52条第2項第3号に規定する公共法人等(認可地縁団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人を除く。以下同じ。)で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア～オ 略

2～5 略

(自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第46条の4 条例第134条の7第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
略		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。)に該当する障害を有するもの

重度障害の程度又は障害の程度
----------------

障害の区分	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合	障害の区分	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
略			略		
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症	小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症			
(3)及び(4) 略			(3)及び(4) 略		

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第53号様式の7を次のように改める。

第53号様式の7（第35条の7関係）



県民税配当割更正(決定) 加 算 金 決 定		通 知 書		次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納入書により納入してください。	
住 所 氏 名		年 月 日		職 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
特 別 徴 収 義 務 者 番 号		通 知 書 番 号	納 税 番 号	支 払 年 月 年 月 分	
区 分	課税標準額(支払額)	税 額 等	摘 要		
上場株式等の配当等					
更正(決定)額	円	円			
既申告(更正・決定)額					
差引不足額					
公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等					
更正(決定)額	円	円			
既申告(更正・決定)額					
差引不足額					
特定投資法人の投資口の配当等					
更正(決定)額	円	円			
既申告(更正・決定)額					
差引不足額					
源泉徴収選択口座内配当等					
更正(決定)額	円	円			
既申告(更正・決定)額					
差引不足額					
差引不足額合計					
過少申告加算金					
不申告加算金					
重加算金					
加算金の算出基礎	過少申告加算金		不申告加算金		
	対応税額 A	円	対応税額 C	円	
	Aのうち上乗せ加算対象税額 B		加算金額(C× )		
	加算額	A×	重加算金		
	金	B×	対応税額 D	円	
計		加算金額(D× )			
指 定 納 期 限 年 月 日					
延滞金	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合))の割合で計算した金額			更の正根拠(決定)令	地方税法第71条の32 鳥取県税条例第53条の8
お知らせ	この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。 また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			納付場所	

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第46条の 4 の改正規定は平成22年 4 月 1 日から、第 35条の 5 の改正規定は平成22年10月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 平成22年 4 月 1 日から同月30日までの間に肝臓機能障害を障害の区分として身体障害者手帳の交付（再交付を含む。）を受け、改正後の鳥取県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第46条の 4 第 1 号の表に定める障害の級別に該当する障害を有する者が、同年 5 月24日までに新規則第50条の10第 1 項に規定する課税免除申請書等を提出した場合には、当該者が同年 4 月 1 日前から当該肝臓機能障害を有すると認められる場合に限って、平成22年度の自動車税の賦課期日において、条例第137条第 4 号に規定する身体障害者等に該当するものとみなす。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第24号**

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p><u>統轄監</u>、<u>部長</u>、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、会計管理者、次長、参事監、<u>筆頭総室長</u>、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、<u>副保育士長</u>、<u>副寮長</u>、<u>准教授</u>、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、<u>漁業取締専門員</u>、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、会計管理者、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、<u>副保育士長</u>、<u>助教授</u>、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関</p>

業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、機械技手、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、機械技手、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第25号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
（特殊勤務手当の種類） 第5条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1） <u>災害応急作業等手当</u> （2）～（7） 略 （8） <u>海上危険業務手当</u> （9） <u>家畜保健衛生業務手当</u>		（特殊勤務手当の種類） 第5条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （1） <u>災害応急等作業手当</u> （2）～（7） 略	
（特殊勤務手当条例の例による手当） 第6条 前条各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特務勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表右欄に掲げる規定の適用を受ける者の例による。		（特殊勤務手当条例の例による手当） 第6条 前条各号に掲げる特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特務勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用を受ける者の例による。ただし、次の表の左欄に掲げる手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、それぞれ同表右欄に掲げる規定の適用を受ける者の例による。	
<u>災害応急作業等手当</u>	特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号	<u>災害応急等作業手当</u>	特殊勤務手当条例第24条第1項第1号及び第2号
<u>防疫等業務手当</u>	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号及び第2号	<u>防疫等業務手当</u>	特殊勤務手当条例第4条第1項第1号

#### 附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定及び第6条の改正規定（災害応急等作業手当に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第26号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第23条 受給資格者又は条例第15条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第18号の2による就業手当相当退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第18号の3による再就職手当相当退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第19号による常用就職支度手当相当退職手当支給申請書に、条例第15条第11項第5号の規定による退職手当にあつては様式第20号による移転費相当退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当にあつては様式第21号による広域求職活動費相当退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第5号（第6条関係） （表面） 年 月 日交付</p>	<p>（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第23条 受給資格者又は条例第15条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第18号の2による就業手当相当退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第18号の3による再就職手当相当退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第19号による常用就職支度手当相当退職手当支給申請書に、条例第15条第11項第5号の規定による退職手当にあつては様式第20号による移転費相当退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当にあつては様式第21号による広域求職活動費相当退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第5号（第6条関係） （表面） 年 月 日交付</p>

略	略
(裏面)	(裏面)
備考	備考
退職した職員の注意事項 略	退職した職員の注意事項 略
任命権者の記載心得	任命権者の記載心得
1 略	1 略
2 記載上の注意	2 記載上の注意
	①欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
	②欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
	③欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
	④欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
	⑤欄には、退職した職員の退職年月日を記載すること。
	⑥欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に○印を付けること。
	⑦欄には、退職した職員の④欄から⑤欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第15条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。
	⑧欄には、退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者は(C)欄に、その他の者は(A)欄に○印を付けること。
	⑨欄には、退職した職員の退職の月前最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給によって定められている場合には、(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給、時間給等によって定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与がすべて日給、時間給等労働量に応じて支給するものであるときは、(ア)の欄にのみ記載し、退職者の給与が一部は日給、時間給等、一部は月、週その他の期間によって支給するときは、(ア)の欄及び(イ)の欄にそれぞれ区別し

- (1) ①欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
- (2) ②欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
- (3) ③欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
- (4) ④欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
- (5) ⑤欄には、退職した職員の退職年月日を記載すること。
- (6) ⑥欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に○印を付けること。
- (7) ⑦欄には、退職した職員の④欄から⑤欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第15条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。
- (8) ⑧欄には、退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当する者は(C)欄に、その他の者は(A)欄に○印を付けること。
- (9) ⑨欄には、退職した職員の退職の月前最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給によって定められている場合には、(A)欄に給与の種類

て各月の総額を記載すること。

⑩欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。

⑪欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。

⑫欄には、退職した職員の退職時の給料月額(給料が日額で定められている者にあつては、日額)を記載すること。

⑬欄には、職員の退職した事由により該当欄のアルファベットに○印を付けること。

⑭欄には、職員の退職事由を詳細に記載すること。



別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給、時間給等によって定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与がすべて日給、時間給等労働量に応じて支給するものであるときは、(ア)の欄にのみ記載し、退職者の給与が一部は日給、時間給等、一部は月、週その他の期間によって支給するときは、(ア)の欄及び(イ)の欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載すること。

(10) ⑩欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。

(11) ⑪欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。

(12) ⑫欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあつては、日額）を記載すること。

(13) ⑬欄には、職員の退職した事由により該当欄のアルファベットに○印を付けること。

(14) ⑭欄には、職員の退職事由を詳細に記載すること。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。